

令和8年度 就学援助費 申請のご案内

大津市では、大津市立小中学校、国立小中学校、県立中学校に就学するお子様がいらっしゃるご家庭に対し、就学に必要な経費の一部を援助する制度を実施しています。受給を希望される方は、下記の要領で申請してください。申請書の提出は毎年必要です。



詳細は大津市ホームページでもご覧いただけます。

1 対象となる世帯、申請に必要な書類

援助対象となる世帯 (①～⑩のいずれかに該当)	申請に必要な書類 (①～⑩共通 保護者名義の預金通帳の写し等口座番号等確認できるもの)
①児童扶養手当を受給している	令和7年11月以降に発行された児童扶養手当証書の写し ※3月2日から4月10日までの間に申請される場合は提出不要です。 ※児童扶養手当は主にひとり親家庭に支給されるもので、児童手当とは異なります。
②生活保護の停止又は廃止	令和7年4月以降に発行された生活保護の廃止(停止)決定通知書の写し
③市民税が非課税又は減免	個人市民税非課税証明書の原本 又は 個人市民税減免決定通知書の写し ※令和8年度又は令和7年度 ※小中学生を除く世帯全員分
④個人事業税が減免	個人事業税減免決定通知書の写し ※令和8年度又は令和7年度
⑤固定資産税が減免	固定資産税減免決定通知書の写し ※令和8年度又は令和7年度
⑥国民年金の掛金が免除	令和7年4月以降に発行された国民年金保険料免除承認通知書の写し ※20歳以上の世帯全員分
⑦国民健康保険料が減免(軽減は含まない)又は徴収猶予	令和7年4月以降に発行された国民健康保険料減免・徴収猶予決定通知書の写し ※小中学生を除く世帯全員分
⑧生活福祉資金貸付制度を利用	令和7年4月以降に発行された生活福祉資金貸付決定通知書の写し
⑨職業安定所登録日雇労働者	雇用保険被保険者手帳の写し
⑩生計同一の収入が一定基準以下 ※同一生計のご家族全員の前年中の所得を審査し、認定の可否を決定します。 ※同一住居にお住まいの方は、同一世帯員として申請してください。また、父母のいずれかが単身赴任により別居している場合も、同一世帯員として申請してください。	令和8年1月1日時点で大津市に住民票がある方 原則、提出書類は不要です。ただし、 小中学生を除く世帯全員について、必ず所得の申告をしておいてください。未申告のため審査ができない場合の申請は却下となります。 令和8年1月1日時点で大津市に住民票がない方 令和8年度所得証明書 ※市区町村により「所得証明書」「課税証明書」等、名称が異なります。 <u>総収入額、総所得額、社会保険料の記載のあるものを提出してください。</u>

●「⑩収入が一定基準以下」により審査を希望する方で、下記に該当する方のみ必要な書類

要件	必要書類
借家・県営住宅にお住まいで、審査において家賃額の控除を希望する場合	次の①②の両方 ①令和7年1月から12月までの家賃額・住所・契約者が記載された契約書等の写し ②直近の支払額の分かる領収書や通帳の写し
住民票が同一であるが、生計が別であるため、別世帯として審査を希望する場合	別生計であることの証明として、同種同月の公共料金の世帯別の領収書の写し ※電気・水道・ガス代のいずれか1つ ※令和7年1月以降のもので、各世帯それぞれ3ヶ月分
住民票が同一であるが、離婚調停・裁判中のため別世帯として審査を希望する場合	離婚手続き中であることを第三者が証明する書類の写し (例) 家庭裁判所における事件係属証明書、調停期日呼出状、調停不成立証明書、協議離婚申し入れに係る内容証明郵便謄本 等の写し

●「⑩収入が一定基準以下」の申請理由で認定される世帯の収入基準額(目安)

基準額はご家族の人数や年齢等により異なるため、目安として参考にしてください。

世帯人数	家族構成	総収入額(給与所得控除前の額)
3人	父38歳・母33歳・子供9歳(小学4年生)	約390万円(社会保険料36万円)
4人	父35歳・母30歳・子供6歳・子供2歳	約440万円(社会保険料45万円)
5人	祖父69歳・祖母68歳・父45歳・母41歳・子供12歳	約500万円(社会保険料60万円)

2 援助の内容

費目	小学校	中学校	給付の時期（予定）
学校給食費 ※市立小中学校のみ	実費額 ※認定通知を受けるまでの間（1学期分）は一旦引落しがあります。認定の決定後、10月末に還付予定です。認定通知を受け取った後は、引落しなくなります。		
学用品費等（年額）	1年生 13,230 円 他学年 15,500 円	1年生 25,040 円 他学年 27,310 円	7月末、12月末、3月末
入学準備費 新入学学用品費	57,060 円 ※4月認定の1年生のみ	63,000 円 ※4月認定の1年生のみ	入学準備費 3月下旬 新入学学用品費 7月末
校外活動費（宿泊あり）	上限額 3,690 円	上限額 6,210 円	随時（行事終了後）
通学費 ※市立小中学校のみ	実費額（公共交通機関利用者で、通学距離（片道）が小学生4km以上、中学生6km以上ある場合のみ）		10月末、3月末
修学旅行費	上限額 22,690 円	上限額 60,910 円	1学期実施分9月末、以後随時
体育実技用具費 ※部活動は対象外		上限額 柔道 7,650 円 剣道 52,900 円 スキー 38,030 円	随時（用具購入後）
医療費	実費額（学校保健安全法で指定された学校病（虫歯等）のみ対象）		随時 ※別途、給付申請が必要です。

※令和7年度の金額で記載しています。援助の内容は、国の動向等により変更になる場合があります。

3 申請の手続き

申請期間	認定時期	通知	注意事項
令和8年3月2日(月)から4月10日(金)まで	4月から認定	7月中旬	3月2日以降、随時受け付けます。認定開始月は受付翌月となります。
令和8年4月11日(土)から5月1日(金)まで	5月から認定	7月中旬	
毎月2日から翌月1日まで	翌月から認定	翌月	
提出方法			
①在籍する小中学校、支所、学校教育課（平日9時～17時受付）へ提出 ※申請書は3月1日に各受付場所に設置します。 ※お子様を通じてではなく、保護者の方が直接提出してください。 ②特定記録郵便 ※消印日が申請日となります。申請の有無を確実にするため、郵便記録を必ず保管してください。			

注 意 事 項

- ①4月11日以降も随時申請は可能ですが、新入学学用品費は受給できません。
 新入学学用品費の受給を希望される方は、必ず4月10日(金)までに申請してください。
- ②修学旅行費の受給は旅行実施月に認定されている方に限られます。受給を希望される方は、必ず旅行実施の前月までに申請してください。
- ③令和8年度の所得証明書（課税証明書、非課税証明書）は、令和8年1月1日時点の住所地の住民税担当課において、令和8年6月から取得できるようになります。これらの証明書を提出する必要がある方で、5月31日(日)までに申請する場合は、申請書のみ事前に提出し、証明書は6月12日(金)までに提出してください。

〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市教育委員会 学校教育課 学事グループ TEL528-2967